

# 保険料の滞納が続くと…

保険料は、介護保険のサービス給付に必要な費用をまかなうための重要な財源です。納付が遅れると介護保険制度を維持していく上で、大きな支障になります。そのため、災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納してしまうと、保険料を納付している人との公平を図るために、介護サービスを利用するときに法令に基づいて次の措置がとられることになります。

また、現在介護サービスを受けていなくても、将来介護サービスを受けるときに困ることになりますので、ご注意ください。

## 第1号被保険者(65歳以上の方)の場合



### ①納期限から1年以上納付していないとき

介護サービスの利用料(食費・居住費などを含む)の支払い方法が、いったん、費用の全額を支払い、後から申請により保険給付(9割~7割)を受け取る「償還払い」方式に変わります。(申請してから受け取るまでに、およそ1か月かかります。)

### ②納期限から1年6か月以上納付していないとき

介護サービスの利用料(食費・居住費などを含む)の全額を支払い、後から申請により受け取る保険給付(償還払い)が一時差し止められるほか、差し止められている保険給付額から滞納している保険料相当額が控除されることがあります。

### ③納期限から2年以上納付していないとき

介護サービスを利用するときに、1割~3割の自己負担額が3割または4割になります。

また、高額サービス費(詳細は31ページ)の給付(払い戻し)や食費・居住(滞在)費の負担軽減(特定入所者介護サービス費、詳細は33ページ)が受けられなくなります。納期限から2年以上滞納すると、時効により保険料を納めることができなくなります。



滞納が続くと、介護サービス利用の有無にかかわらず、法令に基づく滞納処分(預貯金の差押など)を行う場合があります。滞納している保険料がある方は、必ず区役所保険年金課収納(一・二)係にご相談ください。

## 第2号被保険者(40歳から64歳までの方)の場合



要介護認定などを受けた方で、加入している医療保険に未納の保険料があるとき、利用料の支払方法が通常は費用の1割を負担するところを、いったん全額を支払い、後から申請により9割分を受け取る方式(償還払い方式)になるとともに、保険給付の支払いが一時差し止められることがあります。